

○香川県警察ヨイチメール運用要領について

(令和6年3月14日付け香広被第45号)

香川県警察ヨイチメールについては、これまで香川県警察ヨイチメール運用要綱の制定について（令和4年12月13日付け通達香広被第167号。以下「旧通達」という。）に基づき運用していたところであるが、この度、配信情報の作成の方法を見直し登録者の利便性等を図るため、別添のとおり「香川県警察ヨイチメール運用要領」を定め、令和6年4月1日から実施することとしたので、適切かつ効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

香川県警察ヨイチメール運用要領

第1 目的

この要領は、香川県警察が携帯電話、スマートフォン及びパソコンを利用した情報配信サービス「香川県警察ヨイチメール」（以下「ヨイチメール」という。）を適切かつ効果的に運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 運用体制

1 運用主管課

ヨイチメールの運用主管課は、広聴・被害者支援課とする。

2 総括運用責任者

- (1) ヨイチメールの適切かつ効果的な運用を行うため、総括運用責任者を置き、広聴・被害者支援課長をもって充てる。
- (2) 総括運用責任者は、ヨイチメールの運用全般の管理を行うものとする。

3 総括運用担当者

- (1) 総括運用責任者の任務を補佐するため、総括運用担当者を置き、広聴・被害者支援課次長をもって充てる。
- (2) 総括運用担当者は、総括運用責任者の指揮を受け、ヨイチメールの運用全般に係る事務及び運用会社との連絡・調整を行うものとする。

4 運用責任者

- (1) ヨイチメールの適切かつ効果的な配信を行うため、ヨイチメールによる情報配信を行う所属に運用責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、自所属におけるヨイチメールの配信業務全般の管理を行うものとする。

5 運用担当者

- (1) 運用責任者の任務を補佐するため、ヨイチメールによる情報配信を行う所属に運用担当者を置き、当該所属の次長又は副署長をもって充てる。
- (2) 運用担当者は、運用責任者の指揮を受け、ヨイチメールによる情報配信に係る事務を行うものとする。この場合において、運用担当者は、必要に

応じて運用担当補助者を指定し、運用担当者の任務を補佐させることができる。

第3 配信端末

ヨイチメールによる情報配信は、本部及び署に設置したインターネット接続端末機を利用する。

第4 配信対象

香川県警察からの情報配信を希望する者で、別に定める利用規約に同意し、受信者登録を行った者（以下「受信者」という。）を対象とする。

第5 配信グループ及び配信権限

1 香川県警察本部

- (1) 警務部
広聴・被害者支援課、企画課
- (2) 生活安全部
生活安全企画課、人身安全・少年課、地域課
- (3) 刑事部
刑事企画課
- (4) 交通部
交通企画課、運転免許課、高速道路交通警察隊
- (5) 警備部
公安課、警備課、外事課

2 警察署

- (1) 東かがわ警察署
- (2) さぬき警察署
- (3) 高松東警察署
- (4) 小豆警察署
- (5) 高松北警察署
- (6) 高松南警察署
- (7) 坂出警察署
- (8) 高松西警察署
- (9) 丸亀警察署
- (10) 琴平警察署

- (11) 三豊警察署
- (12) 観音寺警察署

第6 配信トピック

1 配信トピックの種類

(1) 防犯情報

ア 不審者・声かけ等

子供や女性を対象とした強制わいせつ、公然わいせつ、声かけ事案等の発生状況、犯人の特徴等防犯対策上参考となる情報を配信するものとする。

イ 特殊詐欺

特殊詐欺の発生状況、手口及び被害防止のための情報を配信するものとする。

ウ その他

乗り物盗、車上ねらい、ひったくり、住宅対象侵入盗等県民が身近に感じる犯罪の発生状況、手口及び被害防止のための情報を配信するものとする。

(2) 交通情報

交通死亡事故等の発生状況及び交通事故防止に関する情報を配信するものとする。

(3) 災害情報

県民が自然災害による被害に遭わないよう周知する必要がある情報を配信するものとする。

(4) 警察からのお知らせ

県民に積極的に周知する必要がある情報を配信するものとする。

2 配信情報の選択

配信情報については、受信者が任意に選択できるものとする。

3 配信情報の作成

(1) 件名

件名は、発信する情報を端的にまとめ、受信者が一目見て内容が分かるような表記に努めるものとする。

(2) 本文

本文の1行目は香川県警察からであることが分かるよう所属名を入力し2行目は件名と同じ内容を入力するものとする。

(3) ファイルの添付

添付可能なファイルの容量は1ファイル5MBまでとする。ファイル形式は画像ファイル（JPG形式又はGIF形式）、PDFファイルとする。

- (4) 地図情報の添付
管理画面で作図した地図情報を添付することができるものとする。

第7 配信手続

1 配信グループの選択

- (1) 署から情報を配信しようとする場合は、原則として自署を選択するものとし、他署についても選択する必要があるときは、事前に当該署の運用責任者の承認を得るものとする。
- (2) 本部から情報を配信しようとする場合は、原則として本部及び全ての署を選択するものとする。

2 主管課との協議

情報を配信しようとする場合は、本部の業務主管課と協議の上、運用責任者の承認を得て配信しなければならない。ただし、あらかじめ承認を受けている場合又は緊急を要する場合は、この限りでない。

3 配信伺い

情報を配信しようとする者は、別記様式の「ヨイチメール配信伺い」により、運用責任者の承認を得るものとする。

4 運用時間

情報配信の運用時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（県の休日を除く。）とする。ただし、緊急を要する場合は、署にあつては当直責任者が運用責任者の承認を得て、本部にあつては運用担当者が運用責任者の承認を得て、それぞれ配信するものとする。

5 留意事項

- (1) 配信は、迅速かつ的確に行うこと。
- (2) 配信に当たっては、著作権の有無、所在等に十分留意し、必要に応じ許可を取るなど、適切な措置を講じるとともに、個人情報の漏えいや人権侵害、捜査への支障等が生じることがないように、特に注意すること。

第8 受信登録等

1 登録等

ヨイチメールの受信登録若しくは配信停止、又はメールアドレス若しくは

は受信項目の変更は、原則として、受信者が自ら行うものとする。

2 費用負担

ヨイチメールの情報取得に係る通信料（受信登録、ホームページの閲覧、メール送受信時に発生する料金）は、受信者が負担するものとする。

3 登録の抹消

総括責任者は、受信者に対し、ヨイチメールを10回以上配信できなかったときは、当該受信者の登録を抹消することができる。

第9 情報セキュリティ

1 情報セキュリティ

情報セキュリティについては、香川県警察における警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年香川県警察本部訓令第24号）等の警察情報セキュリティポリシーに定めるところによるものとする。

2 個人情報の取扱い

ヨイチメール配信のために収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理するものとし、本システムの運用以外には使用しないものとする。

第10 ヨイチメールの二次利用

ヨイチメールによる配信情報については、部外者が無断で複製頒布、掲載等への二次利用することを禁止する。ただし、統括運用責任者が認める場合は、この限りでない。

第11 運用上の留意事項

1 事案解決時の措置

運用責任者は、犯罪等の発生に係る情報をヨイチメールで配信後、当該事案が解決したときは、速やかに、その旨を再配信すること。

事案が解決するまでの間に追報を送ることについては、これを妨げない。

2 受信者からの情報提供

受信者からの情報提供により事案が解決したときは、運用責任者は、本部の業務主管課に報告すること。

3 パスワードの管理

各所属に割り当てられたログイン用パスワードについては、異動ごとに変更すること。

(別記様式 省略)